

第 1 章 調査研究の目的・経過

第1節 背景と目的

職業訓練の多様化、受講機会の拡大、求職者支援法（「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」）の施行など雇用のセーフティネットとしての職業訓練の重要性が再認識される中で、公共職業訓練施設以外の民間教育訓練機関の活力を活用した職業訓練への期待が高まっている。

また、第9次職業能力開発計画にある「国のプロデュース機能（総合調整機能）の強化」、「職業訓練のインフラの構築」などの重点施策に資するため、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「雇用支援機構」という。）の前身(独)雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）から培われてきた職業訓練に関するノウハウを再構築することが大きなポイントとなると考える。

そこで、民間教育訓練機関が職業訓練に参入することを前提として、職業訓練の企画・設定・運営等に必要となる要件を整理し、雇用支援機構として効果的に相談支援できる体制を強化する必要がある。とりわけ平成23年10月に施行された求職者支援法への対応が急務となった。

本調査研究は、これまで能開機構が実施してきた職業訓練、並びに民間教育訓練機関が行ってきた委託訓練、職業能力形成プログラム（日本版デュアルシステム訓練、有期実習型訓練、実践型人材育成システム）、緊急人材育成支援事業（基金訓練）などで培われたノウハウを整理し、業種・制度・訓練形態を超えて横断的・汎用的に活用できる「訓練コースコーディネートマニュアル（仮称）」作成し、併せて比較的簡易な訓練コース開発手法のプロセスを構築するものである。

第2節 共同の調査研究について

本調査研究は、平成23年度調査研究「求職者支援法の創設に基づき実施される職業訓練の質保証に関する調査研究」（調査研究資料No.132）と親密な関係が有ることから、合同の調査研究会で進めている。「求職者支援法の創設に基づき実施される職業訓練の質保証に関する調査研究」では、求職者支援制度に特化し認定業務や職業訓練の実施・運営支援に焦点をあてており、想定する制度は限定しないものの本調査研究における職業訓練の企画・開発から開始までのコーディネートプロセスと繋がった関係となっている。（図1-1）

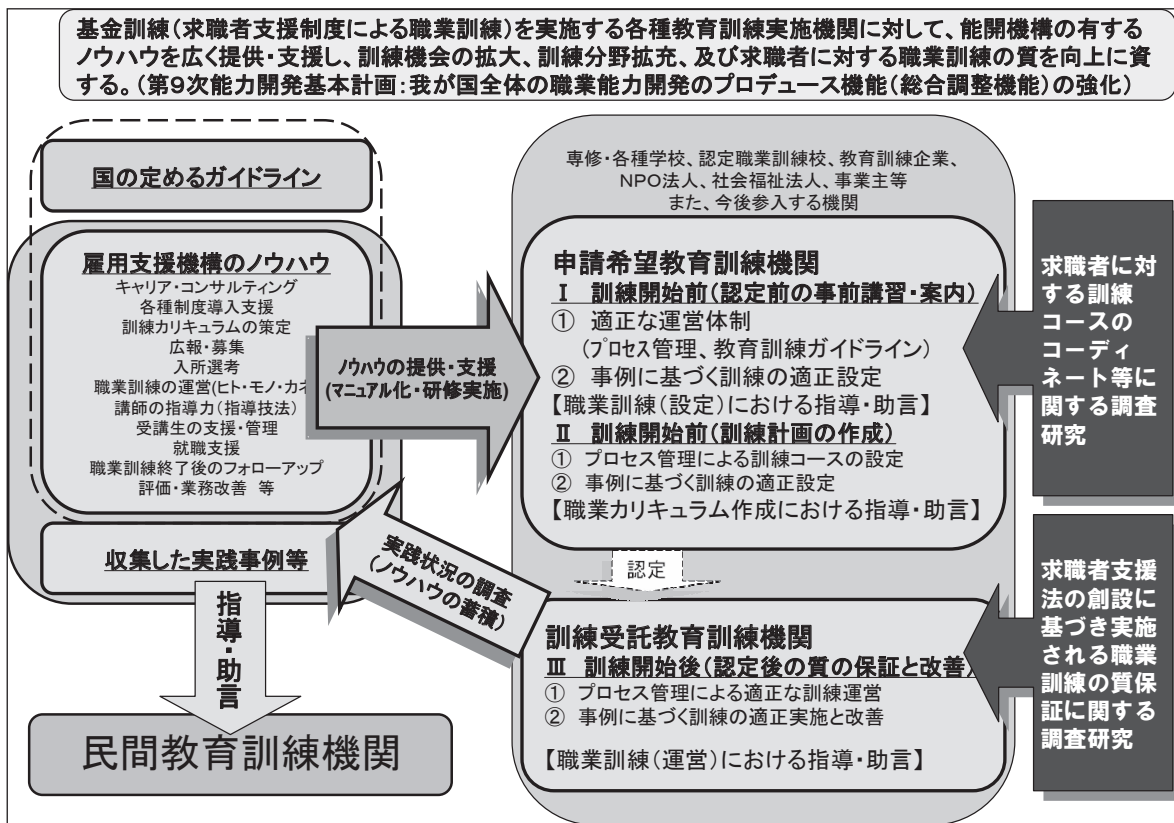


図 1-1 2つの調査研究の関係

研究テーマ名	ターゲット
求職者に対する訓練コースのコーディネート等に関する調査研究 調査研究資料No. 131	特定の職業訓練制度によらず、一般的な職業訓練の企画・開発を支援する手法について検討
求職者支援法の創設に基づき実施される職業訓練の質保証に関する調査研究 調査研究資料No. 132	主に求職者支援法に特化して、その職業訓練の運営を支援する具体的手法などについて検討

第3節 調査研究の経過

3-1 調査研究会の開催経過

(1) 第1回調査研究会 平成23年6月27日(月)・28日(火)

- ①本調査研究会の概要について
- ②求職者支援制度を見据えたプロセス管理に基づく職務分析
- ③その他

(2) 第2回調査研究会 平成23年8月4日(木)・5日(金)

- ①各施設の情報交換

- ②離職者訓練コースコーディネートマニュアル（求職者支援訓練版）等の検討
- ③訓練運営の質を担保するための要因分析
- ④その他

(3) 第3回調査研究会 平成23年9月8日(木)・9日(金)

- ①訓練コースコーディネートマニュアル（案）等の検討
- ②習得度測定マニュアル（案）の検討
- ③訓練コース企画・運営説明会プログラムの検討
- ④能開機構職員向け研修プログラムの検討
- ⑤その他

(4) 第4回調査研究会 平成23年10月24日(月)～26日(水)

- ①求職者支援訓練担当職員研修の評価と検証
- ②その他

3-2 ヒアリング調査等

(1) ヒアリング調査

- ①山梨県
山梨職業訓練支援センター、甲府市民間教育訓練機関2カ所
- ②福岡県
福岡職業訓練支援センター、福岡市民間教育訓練機関1カ所
- ③長崎県
長崎職業訓練支援センター、諫早市民間教育訓練機関1カ所

(2) 地域訓練協議会、説明会等

- ①兵庫職業訓練支援センター 地域訓練協議会
- ②東京職業訓練支援センター 事務担当者説明会
- ③神奈川職業訓練支援センター 地域訓練協議会・事務担当者連絡会